

補助金概要調書

補助金名	街なみ整備事業補助金			
所管部課	建設部都市計画課 (TEL 23 - 5200(直通))			
補助対象者	市内旧加茂川・寺町周辺景観形成地域内に存する修景施設の所有者又は当該修景施設の整備を行うことに関して当該所有者の同意を得た当該所有者以外の者で、市税等を滞納していないもの			
補助開始年度	平成17年度			
交付目的	景観形成地域における歴史的景観の保全及び継承並びに住環境の向上を図るため			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	(8,933 千円 4,466)千円	(8,313 千円 4,156)千円	(4,988 千円 2,494)千円	(3,000 千円 1,500)千円
補助事業の内容	修景施設の新築、増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替え等の外観に係る部分の整備で、建築基準法及び米子市景観形成条例並びに景観形成協定の規定に従って行われるもの			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		3,000 千円	
	内補助対象経費		3,000 千円	
	補助対象経費の内訳		街なみ整備事業補助金補助対象経費積算要領によって積算した額(限度額150万円)	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		補助率 2/3 平成5年4月1日付け建設省住整発第38号建設省住宅局長通知「街なみ環境整備事業補助金交付要領」に基づき平成16年4月1日街なみ整備事業補助金交付要綱を制定し定めている。	
	限度額		(有) 1,500千円	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 1/2 県 / 市 1/2 その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	本事業は街なみ環境整備事業の一部であり、本事業以外に市が行う街なみ整備事業、市民が行う協議会活動等があり、それらとの相乗効果を見込んで行っているものであることから、全体としての事業効果を見込んでおり、個々個別の補助事業の効果を検証する予定は無い。なお、現在、米子市が景観行政における施策の主要事業として旧加茂川・寺町周辺地区街なみ環境整備事業に取り組んでいることから、総合計画で行うアンケート調査における景観に関する満足度で一定の検証が行えると考えている。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	平成26年度			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)				